

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

「横浜グリーンエキスポ成果継承検討業務委託」（以下、「本業務」という。）

2 履行期限

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

委託者が指定する場所（主に横浜市内）

4 業務目的

2027年国際園芸博覧会（以下「横浜グリーンエキスポ」という。）は、「幸せを創る明日の風景」をテーマとして開催される国家的プロジェクトであり、持続可能な社会の実現に向けた新たな価値や行動変容を国内外に発信することを目指している。

ホストシティである横浜市として、横浜グリーンエキスポの開催による成果や効果を一過性のものとせず、横浜グリーンエキスポ終了後もその理念や取組を未来へ継承し、市民・企業・地域社会とともに発展させていくためには、成果や効果を体系的に整理するとともに、将来的な検証・発信及び継承等に活用できる評価の考え方を整理しておくことが重要である。

本業務は、横浜グリーンエキスポが創出する環境・社会・経済面等における成果や効果について整理するとともに、関連計画との整合や横浜グリーンエキスポに関する実施事業の把握、評価項目の考え方の検討等を行い、横浜グリーンエキスポの成果や効果の体系整理及び今後の施策検討に活用するための基礎資料を作成することを目的とする。

なお、本業務は、横浜グリーンエキスポの成果や効果を体系的に整理するための評価の考え方や整理手法等を検討するものであり、具体的な施策、方針又は計画等を策定するものではない。

5 業務概要

受託者は、本業務の目的及び趣旨を十分理解した上で、横浜グリーンエキスポの開催を契機に創出される成果や効果を整理し、その意義や将来的な活用につながる評価体系等の整理及び検討に向けて、以下の事項について実施すること。

(1) 関連計画等の整理・分析

- ア 国、神奈川県、横浜市及びGREEN×EXPO協会等関係機関が策定する計画等について整理・分析すること。
- イ 横浜グリーンエキスポの開催が横浜市中期計画をはじめ環境、まちづくり、観光、地域活性化等の各分野の計画に与える影響や相乗効果について整理し、横浜グリーンエキスポを契機とした施策推進の方向性や各計画との関係性を明確化すること。
- ウ 国内外の大規模イベントや国際博覧会等におけるレガシー形成事例について、受託者が選定した2～3事例程度を調査し、横浜グリーンエキスポに適用可能な視点や示唆を整理・分析すること。

(2) 成果や効果の体系整理

横浜グリーンエキスポのレガシーを体系的に整理するための基本的な考え方、整理の枠組み及び方向性について検討・整理を行うこと。

(3) 評価項目及び評価指標の検討

- ア 横浜グリーンエキスポの成果や効果を把握するための評価の枠組み、評価項目及び評価指標の案を整理すること。
- イ 評価項目及び評価指標に基づく評価を行うために必要なデータについて整理及び分析の考え方を示すとともに、市が保有するデータの活用方法及び追加的に取得が必要と考えられるデータがある場合は、その必要性、取得及び活用の考え方について整理すること。
- ウ 横浜グリーンエキスポ開催前、開催期間中及び開催後を見据えた評価の考え方について整理すること。

(4) 実施事業の把握及び整理

- ア 横浜グリーンエキスポに関連する市の施策・事業・協働プロジェクト等を公表資料及び委託者が提供する資料を基に整理すること。
- イ 整理した施策、事業及び協働プロジェクト等について、レガシー形成との関連性を踏まえた分類・整理を行うこと。
- ウ 横浜グリーンエキスポに関連する開催前・開催期間中に実施する予定の取組について整理し、レガシー形成との関連性を分析すること。

(5) 打合せ・協議

- ア 業務の円滑な遂行を図るため、委託者との打合せは必要に応じて実施すること。（週1回～隔週1回程度）
- イ 打合せは対面又はWeb会議により実施し、受託者は打合せ後速やかに議事録を作成し、委託者の確認を受けること。
- ウ 受託者は契約締結後速やかに業務実施計画書及び工程表を作成し、委託者の承認を得ること。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、横浜グリーンエキスポの開催理念や関連施策との整合を十分に図ること。
- (2) 検討に当たっては、横浜グリーンエキスポ開催期間中の成果のみならず、開催後の持続的な効果発現を見据えた視点を持つこと。
- (3) 国内外の先進事例や知見を踏まえながら、横浜らしさを生かしたレガシーの整理の枠組み及び評価の考え方について検討すること。
- (4) 今後のレガシー施策の検討に活用できるよう、調査結果や分析過程を整理し、委託者へ共有すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者と十分に協議及び調整を行いながら進めるものとし、業務の進捗状況、課題及び検討内容について適宜報告すること。
- (6) 受託者は、委託者から提供される資料及びデータについて適切に管理するとともに、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (7) 受託者は、業務の進捗状況や委託者との協議結果を踏まえ、必要に応じて検討内容や整理方法の見直しに柔軟に対応すること。
- (8) 成果物は、検討の経過や根拠が確認できるよう整理するとともに、委託者が今後の検討に活用し

やすい構成及び表現とすること。

7 参考資料

業務実施に当たり、次の資料等を参考とすること。

- ◆ 2027年国際園芸博覧会基本計画
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/plan/>
- ◆ 横浜市中期計画2026～2029
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/chuki2026-.html>
- ◆ 横浜市環境管理計画
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/emp/publiccomment2026.html>
- ◆ 横浜市地球温暖化対策実行計画
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/>
- ◆ 横浜市都市計画マスタープラン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/master.html>
- ◆ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukaku/seiri/kamiseya/plandesign/kihonkeikaku.html>
- ◆ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukaku/seiri/kamiseya/plandesign/kdesignnote.html>
- ◆ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園基本計画 (案)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kankyo/2022/0602kihonkeikakuan.files/kishahappyou.pdf>
- ◆ 横浜みどりアップ計画【2024-2028】
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/torikumi/2024-2028plan.html
- ◆ 横浜都市農業推進プラン2024-2028
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/nougyou/nougyousuishinplan.html>
- ◆ 横浜市観光・MICE戦略
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/bunko/sonota/senryaku.html>

- ◆ 令和 8 年度 各区局・統括本部別予算概要
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/yosan/r8/gaiyou.html>
- ◆ 令和 8 年度 政策－施策－事業体系図
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/sonota/taikeizu.files/0010_20260507.pdf
- ◆ （横浜市会報告資料）脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会、GREEN×EXPOみどり委員会（令和 8 年 5 月 15 日から）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/katsudo/r8/JohninDM-R08.html>
- ◆ （横浜市会報告資料）脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会（令和 7 年 5 月 15 日から令和 8 年 5 月 15 日まで）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/katsudo/r7/JohninDMS-R07.html>
- ◆ 過去の国際博覧会等におけるレガシー関連資料

8 業務スケジュール（予定）

時期	内容
契約締結後～令和 8 年 12 月	業務計画策定、関連計画整理、事例調査
令和 9 年 1 月	実施事業把握、レガシー方向性整理
令和 9 年 1 月～ 2 月	評価項目・指標の整理及び中間報告書作成・提出
令和 9 年 3 月	成果物取りまとめ・納品

9 成果物

受託者は次の成果物を納品すること。

(1) 中間報告書

提出時期：令和 9 年 2 月上旬（予定）

内容：関連計画等の整理結果、レガシーの考え方及び方向性の整理結果、実施事業の整理結果、レガシー評価項目及び評価指標に関する検討状況、今後の検討課題

提出部数：電子データ一式

(2) 業務報告書

提出時期：令和 9 年 3 月

内容：業務実施概要、関連計画等の整理・分析結果、レガシーの考え方及び方向性、レガシー評価項目及び評価指標案、必要データ及び活用方法の整理結果、実施事業の整理・分析結果、今後の検討に向けた留意事項、その他本業務で作成した資料

提出部数：電子データ一式

(3) 打合せ議事録

(4) 上記成果物の電子データ一式

10 著作権に関する事項

- (1) 本委託契約の成果物・制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は横浜市に帰属するものとする。また、受託者は、横浜市に対して著作者人格権を行使しないものとする。

- (2) 受託者は、第三者が著作権を保有する映像・写真・図画等を使用する場合には、著作権者の承諾を得たことを委託者に報告するものとする。その際、委託者は委託料とは別に使用料等を支払わない。

11 その他

- (1) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容を基に、委託者と協議の上、行うこととする。
- (2) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (3) 受託者は、委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者はこの委託業務を、本委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項等の関係法令等に基づき実施すること。
- (5) 本委託業務による成果物に関する著作権等一切の権利は委託者に属し、受託者は委託者の承諾を得ずに、その内容の全部又は一部を使用・公表してはならない。
- (6) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。